

資料

杉並区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本的な方針及び特定公契約に定める事項その他必要な事項を定めることにより、公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が事業者（事業を行う場合におけるものに限る。）と締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結するその管理する同法第244条第1項に規定する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- (3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。
 - ア 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち予定価格が5,000万円以上のもの
 - イ 区が発注する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち予定価格が1,000万円以上のものであって、規則で定めるもの
 - ウ 指定管理協定（規則で定める者と締結するものを除く。）
- (4) 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。
- (5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ウに掲げる者を除く。）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者
- (6) 特定労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 特定受注者又は前号アに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 前号イに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事しているもの
 - ウ 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
- (7) 賃金等 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金
 - イ 前号ウに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。
- (4) 労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めること。
- (5) 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。
- (6) 区の施策の推進に寄与する事業者を適正に評価するよう努めること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(賃金等)

第6条 区長又は杉並区教育委員会（以下「区長等」という。）は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条第1項、第9条、第10条並びに別表4の項及び6の項から8の項までにおいて同じ。）に対し、区長が定める額以上の額の賃金等（第2条第3号イ及びウに掲げる特定公契約にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額（前項の区長が定める額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

3 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該賃金等の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額)

第7条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金、区に勤務する時間額で報酬を定める職員の報酬の額その他公的機関が定める基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、杉並区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約に定める事項)

第8条 区長等は、特定公契約において、第6条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。

(特定労働者等の申出)

第9条 特定労働者等（特定労働者等であった者を含む。次条並びに別表7の項及び8の項において同じ。）は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第11条 区長は、第9条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等（特定労働者等であった者を含む。）の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第12条 区長は、前条第1項の報告及び立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの条例の規定又は第6条第1項若しくは第8条の規定による特定公契約の定めに違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による区長の命令があったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(公表)

第13条 区長は、第6条第1項若しくは第8条の規定による特定公契約の定めに基づき特定公契約を解除した場合（指定管理協定にあつては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合。以下同じ。）又は特定公契約の契約期間（指定管理協定にあつては、当該指定管理協定に係る地方自治法第244条の2第5項に規定する期間。以下同じ。）の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が当該定め違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(審議会の設置)

第14条 労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事項)

第15条 審議会は、第7条第1項の規定による労働報酬下限額の設定に関する事項その他公契約に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

(審議会の組織)

第16条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 事業者団体関係者 2人以内
- (2) 労働者団体関係者 2人以内
- (3) 学識経験者 2人以内

2 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第18条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第19条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

2 第6条から第13条まで及び別表の規定は、令和3年4月1日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第244条の2第5項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定（この条例の施行の日前に公募が開始されたものを除く。）について適用する。

3 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間に委嘱される委員の任期は、第16条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。〔次のよう〕略

別表（第8条関係）

1 特定公契約に係る労働条件	<p>特定受注者は、第2条第6号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、次に掲げる法律を遵守しなければならないこと。</p> <p>ア 労働基準法 イ 労働組合法（昭和24年法律第174号） ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） エ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） オ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号） カ 労働契約法（平成19年法律第128号）</p>
2 特定公契約に係る請負条件	<p>特定受注者は、第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、1の項アからカまでに掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならないこと。</p>
3 継続雇用	<p>継続性のある業務に関する特定公契約に係る特定受注者は、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、特別の事情がない限り、雇用するように努めること。</p>
4 特定受注者の連帯責任	<p>特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して賃金等を支払わない場合又は支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回った場合は、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該賃金等に相当する額又はその差額に相当する額を支払うものとする。</p>
5 区長等への報告	<p>特定受注者は、規則で定めるところにより、雇用契約の締結の状況、特定労働者等に対する賃金等の支払状況その他の特定労働者等の労働条件等に関する事項を区長等に報告しなければならないこと。</p>
6 特定労働者等への周知	<p>特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。</p> <p>ア この条例が適用される特定労働者等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 特定受注者は、4の項に規定する特定受注者の連帯責任を負うこと。 エ 第9条の規定による申出をする場合の連絡先 オ 特定受注者及び特定受注関係者は、第9条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。</p>
7 特定労働者等の申出	<p>特定労働者等は、第9条の規定により、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。</p>
8 不利益取扱いの禁止	<p>特定受注者及び特定受注関係者は、第9条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。</p>
9 報告及び立入調査	<p>特定受注者及び特定受注関係者は、第11条第1項の規定による報告の求め及び立入調査に応じなければならないこと。</p>

1 0 是正措置	特定受注者は、第 1 2 条第 1 項の規定による区長の命令があったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。
1 1 特定公契約の解除	<p>区長等は、次のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除すること（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。）ができること。</p> <p>ア 特定受注者又は特定受注関係者が第 1 1 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合</p> <p>イ 特定受注者が第 1 2 条第 1 項の規定による命令に違反した場合</p> <p>ウ 特定受注者が第 1 2 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合</p>
1 2 解除の効果	1 1 の項の規定により特定公契約を解除した場合において、それによって特定受注者又は特定受注関係者に損害が生じたときであっても、区は、その損害を賠償する責任を負わないこと。
1 3 公表	区長は、第 1 3 条第 1 項の規定により、1 1 の項の規定により特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第 6 条第 1 項若しくは第 8 条の規定による特定公契約の定め違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができること。
1 4 損害賠償	特定受注者は、1 1 の項の規定により特定公契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
1 5 違約金	区は、1 1 の項の規定により特定公契約を解除した場合は、特定受注者から違約金を徴収することができること。
1 6 特定受注関係者と締結する契約	<p>特定受注者は、特定受注関係者と締結する契約において、次に掲げる事項を定めなければならないこと。</p> <p>ア 特定受注関係者は、第 6 条第 1 項並びに 8 の項、9 の項及び 1 2 の項の規定を遵守すること。</p> <p>イ 特定受注関係者は、特定受注者に準じて 1 の項から 3 の項まで、6 の項及びこの項の規定を遵守すること。</p>

杉並区公契約条例施行規則

令和2年7月31日

規則第61号

改正 令和5年9月29日規則第93号

令和7年12月24日規則第100号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区公契約条例（令和2年杉並区条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(特定公契約の範囲)

第3条 条例第2条第3号イの規則で定める契約は、次に掲げるもの（区長が別に定めるものを除く。）とする。

- (1) 建物清掃業務に関する契約
- (2) 建物総合管理業務に関する契約
- (3) 用務業務に関する契約
- (4) 庁舎その他の施設の警備業務（機械警備業務を除く。）及び巡回警備業務に関する契約
- (5) 庁舎その他の施設の受付業務に関する契約
- (6) 公園清掃業務に関する契約
- (7) 放置自転車撤去移送業務に関する契約
- (8) 給食調理業務に関する契約
- (9) 学童クラブ運営業務に関する契約
- (10) 放課後等居場所事業運営業務に関する契約
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約

(賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該賃金等の換算方法)

第4条 条例第6条第1項の賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該賃金等の換算方法については、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告)

第5条 特定受注者は、区長等が指定する日までに次に掲げる事項を区長等に報告しなければならない。

- (1) 雇用契約の締結の状況
- (2) 特定労働者等に対する賃金等の支払状況
- (3) 労働時間の管理の状況
- (4) 特定労働者等の労働報酬下限額
- (5) 条例別表に掲げる事項の遵守の状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長等に報告しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)のとおりとする。

(公表)

第7条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を杉並区公式ホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

(1) 特定公契約の件名及び特定公契約を締結した日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日)

(2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(3) 特定公契約を解除した場合にあっては、その日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日)及びその理由

(4) 特定受注者又は特定受注関係者が条例第6条第1項又は第8条の規定による特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合にあっては、違反の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和5年9月29日規則第93号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月24日規則第100号)

1 この規則は、公布の日から施行する。


2 改正後の第3条第3号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用する。

別記様式

(第6条関係)

第1号様式

(表)

第	号			
		身 分 証 明 書		
職	名			
氏	名			
生年月日				
上記の者は、杉並区公契約条例第11条第1項及び第2号に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。				
発行年月日	年	月	日	
有効期限	年	月	日	
				杉 並 区 長 

(裏)

杉並区公契約条例（抜粋）	
(報告及び立入調査)	
第11条 区長は、第9条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等（特定労働者等であった者を含む。）の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

資料3：杉並区公契約条例 特約公契約特約（工事）

杉並区公契約条例 特定公契約特約（工事）

（労働関係法令の遵守）

第1条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守しなければならない。

2 乙は、杉並区公契約条例（令和2年杉並区条例第16号。以下「条例」という。）第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

（労働報酬の支払）

第2条 乙及び条例第2条第5号に規定する特定受注関係者（以下「特定受注関係者」という。）は、条例第2条第6号に規定する特定労働者等（以下「特定労働者等」という。）（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。第3条、第5条、第6条及び第13条において同じ。）に対して、条例第6条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の同項に規定する賃金等（以下「賃金等」という。）を支払わなければならない。

（乙の連帯責任）

第3条 乙は、特定受注関係者が、特定労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、乙が当該特定受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（区長への報告）

第4条 乙は、杉並区公契約条例施行規則（令和2年杉並区規則第61号）第5条に定めるところにより、別に定める報告書を作成し、区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。

（特定労働者等への周知）

第5条 乙は、次に掲げる事項を、作業所等の特定労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって特定労働者等に周知しなければならない。

- (1) 特定労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて乙に連帯責任があること
- (4) 所定労働時間及び休日
- (5) 第6条及び条例第9条の規定による申出をする場合の連絡先
- (6) 特定労働者等が第6条及び条例第9条の規定による申出をしたことを理由として、当該特定労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(特定労働者等の申出)

第6条 特定労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は乙若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(報告及び立入検査)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙又は特定受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所等に立ち入り、特定労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1) 特定労働者等から第6条及び条例第9条の規定による申出があった場合

(2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

2 乙及び特定受注関係者は、前項及び条例第11条第1項の規定による報告の求め及び立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第8条 区長は、前条第1項及び条例第11条第1項の報告又は立入検査の結果、乙又は特定受注関係者が条例の規定又はこの特約の定め違反していると認めるときは、乙に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 乙は、前項及び条例第12条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、区長が定める日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第9条 甲は、乙又は特定受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項及び条例第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項及び条例第12条第1項の規定による命令に違反したとき。

(3) 前条第2項及び条例第12条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、乙又は特定受注関係者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第10条 区長は、前条の規定によりこの契約を解除した場合又はこの契約の期間終了後に乙又は特定受注関係者がこの特約の定め違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、第 9 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 12 条 甲が第 9 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収することができる。違約金の額及び契約保証金の充当については、工事請負契約条項第 48 条の 2 第 2 項及び第 5 項の規定を準用する。

(特定受注関係者と締結する契約)

第 13 条 乙は、特定受注関係者と締結する契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 特定受注関係者は、第 2 条、第 7 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び次条並びに条例第 6 条第 1 項及び第 10 条の規定を遵守すること。
- (2) 特定受注関係者は、乙に準じて第 1 条、第 5 条及びこの条の規定を遵守すること。

(不利益取扱いの禁止)

第 14 条 乙及び特定受注関係者は、特定労働者等から第 6 条及び条例第 9 条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、特定労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

資料4：杉並区公契約条例 特定公契約特約（委託）

杉並区公契約条例 特定公契約特約（委託）

（労働関係法令の遵守）

第1条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守しなければならない。

2 乙は、杉並区公契約条例（令和2年杉並区条例第16号。以下「条例」という。）第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

（労働報酬の支払）

第2条 乙及び条例第2条第5号に規定する特定受注関係者（以下「特定受注関係者」という。）は、条例第2条第6号に規定する特定労働者等（以下「特定労働者等」という。）（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。第4条、第6条、第7条及び第15条において同じ。）に対して、条例第6条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の同項に規定する賃金等（以下「賃金等」という。）を支払わなければならない。

（乙の継続雇用）

第3条 乙は、継続性のある業務に関する特定公契約に係る当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、特別の事情が無い限り、雇用するよう努めるものとする。

（乙の連帯責任）

第4条 乙は、特定受注関係者が、特定労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、乙が当該特定受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（区長への報告）

第5条 乙は、杉並区公契約条例施行規則（令和2年杉並区規則第61号）第5条に定めるところにより、別に定める報告書を作成し、区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。

（特定労働者等への周知）

第6条 乙は、次に掲げる事項を、作業所等の特定労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって特定労働者等に周知しなければならない。

（1）特定労働者等の範囲

- (2) 労働報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて乙に連帯責任があること
- (4) 所定労働時間及び休日
- (5) 第7条及び条例第9条の規定による申出をする場合の連絡先
- (6) 特定労働者等が第7条及び条例第9条の規定による申出をしたことを理由として、当該特定労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(特定労働者等の申出)

第7条 特定労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は乙若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(報告及び立入検査)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙又は特定受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所等に立ち入り、特定労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 特定労働者等から第7条及び条例第9条の規定による申出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

2 乙及び特定受注関係者は、前項及び条例第11条第1項の規定による報告の求め及び立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第9条 区長は、前条第1項及び条例第11条第1項の報告又は立入検査の結果、乙又は特定受注関係者が条例の規定又はこの特約の定めに違反していると認めるときは、乙に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 乙は、前項及び条例第12条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、区長が定める日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第10条 甲は、乙又は特定受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項及び条例第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項及び条例第12条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 前条第2項及び条例第12条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、乙又は特定受注関係者に損害が生じても、区

はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第 11 条 区長は、前条の規定によりこの契約を解除した場合又はこの契約の期間終了後に乙又は特定受注関係者がこの特約の定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、第 10 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 13 条 甲が第 10 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収することができる。違約金の額及び契約保証金の充当については、委託契約条項第 18 条の規定を準用する。

(特定受注関係者と締結する契約)

第 14 条 乙は、特定受注関係者と締結する契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 特定受注関係者は、第 2 条、第 8 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び次条並びに条例第 6 条第 1 項及び第 10 条の規定を遵守すること。
- (2) 特定受注関係者は、乙に準じて第 1 条、第 3 条、第 6 条及びこの条の規定を遵守すること。

(不利益取扱いの禁止)

第 15 条 乙及び特定受注関係者は、特定労働者等から第 7 条及び条例第 9 条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、特定労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

年 月 日

杉並区公契約条例に係る誓約書（工事）

所在地
氏名・名称
代表者

様

所在地
氏名・名称
代表者

貴社と に関する 契約（以下「本契約」という。）を締結するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守すること。
- 2 杉並区公契約条例第7条第1項に規定する者（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。以下「特定労働者等」という。）に支払う労働の対価の額（最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。）は杉並区長が定める基準額（以下「労働報酬下限額」という。）を下回らないこと。
- 3 次に掲げる事項を、作業所等の特定労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって特定労働者等に周知すること。
 - (1) 特定労働者等の範囲
 - (2) 労働報酬下限額
 - (3) 賃金の支払いについて貴社に連帯責任があること
 - (4) 所定労働時間及び休日
 - (5) 労働の対価の額が支払われていない場合又は労働報酬下限額を下回る場合の申出先及び連絡先
 - (6) 前項の申出をしたことを理由として、当該特定労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いがないこと。
- 4 杉並区から本誓約書に記載された事項について、必要な報告の求めがあった場合には協力し、誠実に対応すること。
- 5 次に掲げる事項において損害が生じても、杉並区にその損害の賠償請求をしないこと。
 - (1) 本誓約書に記載された事項の違反により、本契約を解除した場合
 - (2) 貴社が杉並区との契約を解除されたことにより、本契約を解除した場合
- 6 特定労働者等から労働の対価が支払われていない又は労働報酬下限額を下回るとして申出があった場合は、誠実に対応するとともに、特定労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。
- 7 本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。

年 月 日

杉並区公契約条例に係る誓約書（委託）

所在地
氏名・名称
代表者

様

所在地
氏名・名称
代表者

貴社と に関する 契約（以下「本契約」という。）を締結するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守すること。
- 2 杉並区公契約条例第7条第1項に規定する者（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。以下「特定労働者等」という。）に支払う労働の対価の額（最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。）は杉並区長が定める基準額（以下「労働報酬下限額」という。）を下回らないこと。
- 3 本契約に係る業務が継続性のある業務である場合、本契約締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、特別の事情が無い限り、雇用するよう努めること。
- 4 次に掲げる事項を、作業所等の特定労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって特定労働者等に周知すること。
 - (1) 特定労働者等の範囲
 - (2) 労働報酬下限額
 - (3) 賃金の支払いについて貴社に連帯責任があること
 - (4) 所定労働時間及び休日
 - (5) 労働の対価の額が支払われていない場合又は労働報酬下限額を下回る場合の申出先及び連絡先
 - (6) 前項の申出をしたことを理由として、当該特定労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いがないこと。
- 5 杉並区から本誓約書に記載された事項について、必要な報告の求めがあった場合には協力し、誠実に対応すること。
- 6 次に掲げる事項において損害が生じても、杉並区にその損害の賠償請求をしないこと。
 - (1) 本誓約書に記載された事項の違反により、本契約を解除した場合
 - (2) 貴社が杉並区との契約を解除されたことにより、本契約を解除した場合
- 7 特定労働者等から労働の対価が支払われていない又は労働報酬下限額を下回るとして申出があった場合は、誠実に対応するとともに、特定労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。
- 8 本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。

資料7：特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書（工事）

特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書（工事）

契約担当者宛

本件の履行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について、事実と相違がないことを報告します。

契約件名										
請負者・受託者名					契約番号					
所在地					契約権者名					
					担当者名					
報告年月日	令和		年		月		日	第		回

記

区分	項目		確認欄	
雇用契約	1	本業務の従事者に対して適正な雇用契約を締結している。	はい・いいえ	
	2	本業務の従事者に対して就業規則を周知している。	はい・いいえ ・対象外	
	3	労働基準監督署に就業規則を届出している。	はい・いいえ ・対象外	
給与計算	4	給料（給与、各種手当を含む）は、所定の計算により定められた期間分を支給している。	はい・いいえ	
	5	給料（給与、各種手当を含む）は、定められた支給日に支給している。 給与支給日 年 月 日 その他（ ）	はい・いいえ	
労働時間管理	6	法定帳簿を備え、労務管理（労働時間、休暇・休日の取得状況）を確実にしている。なお、法定帳簿の管理状況は以下のとおりである。	はい・いいえ	
		法定帳簿 保管場所 責任者名		
建設業退職金共済への加入	7	建設業退職金共済に加入し、証紙を配布している。	はい・いいえ	
下請業者	8	施工体系図を作成し、掲示している。	はい・いいえ ・対象外	
	9	下請業者との契約は、双方の協議による適正な手順を踏まえて下請代金を設定し、適正に行っている。	はい・いいえ ・対象外	
	10	下請業者の社会保険未加入対策を行っている。	はい・いいえ ・対象外	
公契約条例	11	下請業者への法令遵守指導及び労働報酬下限額以上の賃金等の支払いの要請を行っている。	はい・いいえ ・対象外	
	12	条例別表「6 特定労働者等への周知」に基づき、周知事項について掲示、又は書面の交付を行っている。	はい・いいえ	
	13	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している（別紙「職種別労働報酬下限額確認表」のとおり）。		

確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。

確認事項の番号	「いいえ」と回答した場合の理由及び改善予定等

別紙（職種別労働報酬確認表）

No.	業者名・所在地（元請、一次、二次等）		職種	労働報酬下限額 （円／時間）	左記の労働報酬下 限額以上の賃金を 支給している。
1	元請	「請負者・受託者名」欄の記載のとおり			はい・いいえ
		「所在地」欄の記載のとおり			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

注1：元請、下請業者ごとに職種別の賃金の支給状況を記載してください。

注2：「業者名・所在地」欄は同一の場合、記載を省略することができます。

資料 8 : 特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書（委託・協定用）

特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書（委託・協定）

契約担当者宛

本件の履行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について、事実と相違がないことを報告します。

契約件名											
請負者・受託者名						契約番号					
所在地						契約権者名					
						担当者名					
報告年月日	令和		年		月		日	第		回	

記

区分	項目		確認欄	
雇用契約	1	本業務の従事者に対して適正な雇用契約を締結している。	はい・いいえ	対象外
	2	本業務の従事者に対して就業規則を周知している。	はい・いいえ	対象外
	3	労働基準監督署に就業規則を届出している。	はい・いいえ	対象外
	4	雇用契約等を締結していない従事者がいる。 （例：障害者の就労訓練、ボランティア 等（人材派遣は除く）） ※雇用契約等を締結していない従事者がいる場合、「労働者性の有無に関するチェックシート」を作成の上、添付してください。	はい・いいえ	対象外
給与計算	5	給料（給与、各種手当を含む）は、所定の計算により定められた期間分を支給している。	はい・いいえ	
	6	給料（給与、各種手当を含む）は、定められた支給日に支給している。 給与支給日 年 月 日 その他（ ）	はい・いいえ	
労働時間管理	7	法定帳簿を備え、労務管理（労働時間、休暇・休日の取得状況）を確実にしている。なお、法定帳簿の管理状況は以下のとおりである。	はい・いいえ	
		法定帳簿 保管場所 責任者名		
再委託	8	再委託先との契約において、双方の協議による適正な手順を踏まえて下請代金を設定し、適正に行っている。	はい・いいえ	対象外
公契約条例	9	再委託先への法令遵守指導及び労働報酬下限額以上の賃金等の支払いの要請を行っている。	はい・いいえ	対象外
	10	継続的な業務の場合、特段の事情がない限り、希望する者の継続雇用に努めている。	はい・いいえ	
	11	条例別表「6 特定労働者等への周知」に基づき、周知事項について掲示、又は書面の交付を行っている。	はい・いいえ	
	12	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。	はい・いいえ	
	13	当該契約（委託・協定）に専ら従事する労働者等（再委託している場合は、再委託先の労働者を含む）のうち、最も低い賃金等の支払額は、別紙（労働報酬確認表）のとおりである。		

確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。

確認事項の番号	「いいえ」と回答した場合の理由及び改善予定等
---------	------------------------

11	再委託先の労働者に周知を行っていないため、〇月〇日までに周知を行う。

別紙（労働報酬確認表）

■杉並区公契約条例施行規則第3条に掲げられている業務（建物総合管理業務を除く）の場合

該当する業務内容に☑印を記載し、当該契約に専ら従事する労働者等のうち、最も低い賃金等を記載してください。

業務内容		1時間当たりの賃金等
<input type="checkbox"/> 建物清掃業務 <input type="checkbox"/> 用務業務 <input type="checkbox"/> 庁舎その他施設の警備業務 及び巡回警備業務 <input type="checkbox"/> 庁舎その他施設の受付業務	<input type="checkbox"/> 公園清掃業務 <input type="checkbox"/> 放置自転車撤去移送業務 <input type="checkbox"/> 給食調理業務 <input type="checkbox"/> 学童クラブ運営業務 <input type="checkbox"/> 放課後等居場所事業運営業務	円

■建物総合管理業務及び指定管理協定の場合

仕様書又は協定書に掲げられている業務内容及びその業務に専ら従事する労働者等の最も低い賃金等を記載してください。

No.	業務内容	1時間当たりの賃金等
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円

お 知 ら せ

あなたのお仕事には、「杉並区公契約条例」が適用されます。

この条例に基づき、杉並区が定める賃金の下限額が定められています。

(条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。)

ご自身の賃金が下記の労働報酬下限額より低いと思う場合、杉並区又は受注者等に申出ることができます。

適用される労働者の範囲

- ・ 受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する者
(下請業者・再委託先の労働者、一人親方も含む)

労働報酬下限額

<建築工事の場合>

<業務委託及び指定管理協定の場合>

<申出をする場合の連絡先>

- 杉並区総務部経理課契約担当
電話：03-5307-0612
- 受注者（元請業者、雇用主）
電話： — —

- ※ 申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ※ 下請業者や再委託先の労働者において、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回り、是正されない場合、受注者（元請）が連帯して賃金を支払うことが定められています。

年 月 日

宛

住所
氏名
電話番号

労働報酬に係る申出書

杉並区公契約条例に定められている労働報酬下限額以上の賃金等を受け取っていないため、下記のとおり申し出ます。

記

契約件名又は協定名	
申出内容	
賃金等の支払者 (又は支払義務者)	
支払日 (又は支払われるべき日)	
支払われた賃金等 (又は支払われるべき賃金等)	円

※ 賃金等は1時間当たりの金額を記載してください。

年 月 日

様

杉並区長

労働報酬に係る申出に対する報告要求書

杉並区公契約条例第11条の規定に基づき、特定労働者等からの申出について、次のとおり報告を求めます。

契約件名又は協定名	
申出年月日	年 月 日
報告を求める事項	
担当者連絡先	所属
	氏名
	電話

年 月 日

杉並区長 宛

所在地
報告者

労働報酬に係る申出に対する報告書

特定労働者等からの申出について、次のとおり報告します。
なお、申出者に対しては、報告内容を回答していることを申し添えます。

契約件名又は協定名	
報告内容	
担当者連絡先	所属
	氏名
	電話

年 月 日

宛

杉並区長

立入調査通知書

杉並区公契約条例第11条の規定に基づき、特定労働者等から申出の事実の確認又は特定労働者等の労働環境を確認するため、次のとおり立入調査を実施します。

契約件名又は協定名	
調査事項	
立入調査日時	令和 年 月 日 時
担当者連絡先	所属
	氏名
	電話

年 月 日

宛

杉並区長

是正措置を求める通知書

杉並区公契約条例第12条第1項に基づき、特定公契約における労働環境について、次のとおり是正措置を講ずるよう求めます。

契約件名又は協定名	
是正措置を求める事項	
担当者連絡先	所属
	氏名
	電話

年 月 日

杉並区長 宛

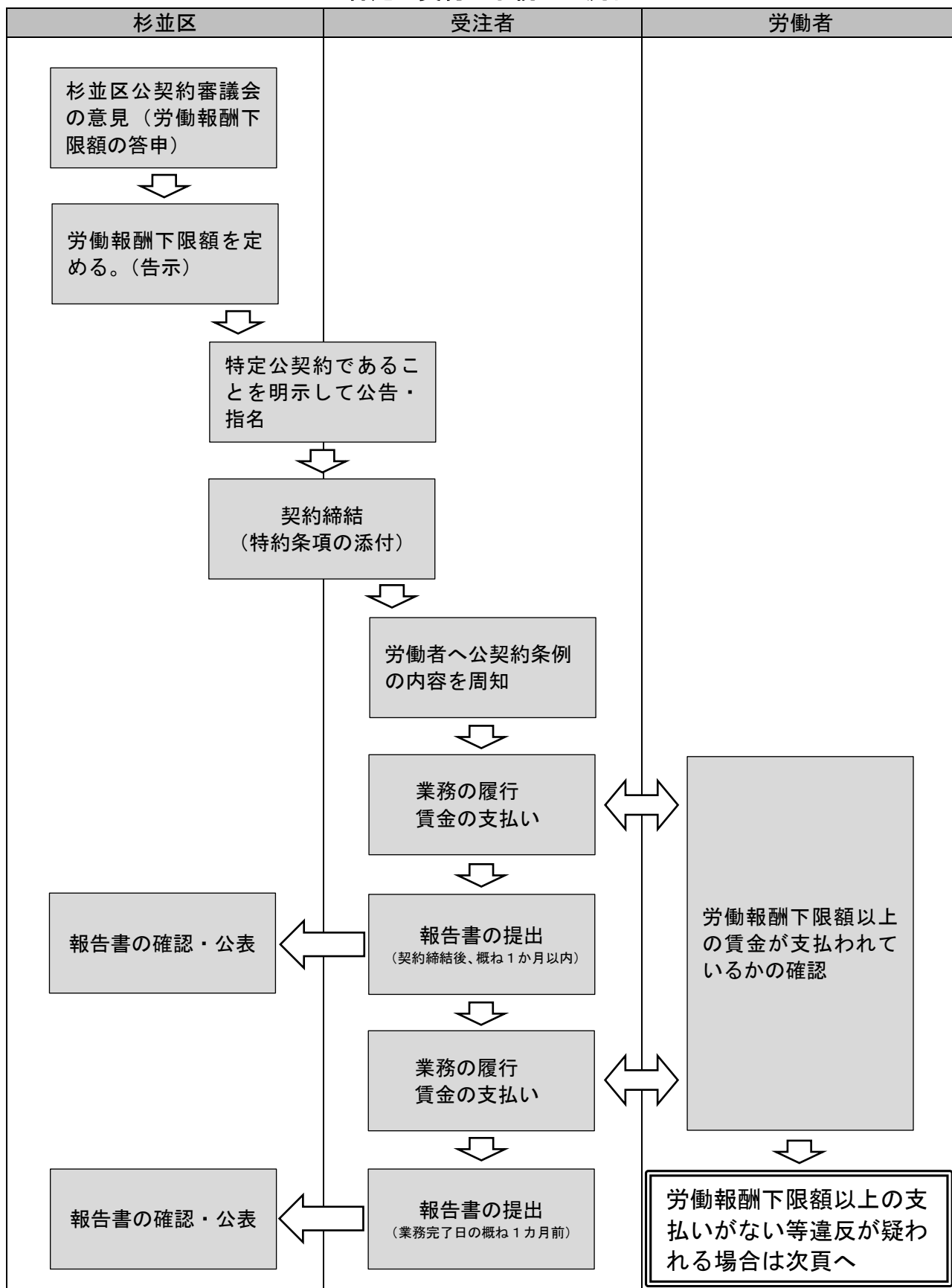
所在地
報告者

是正措置報告書

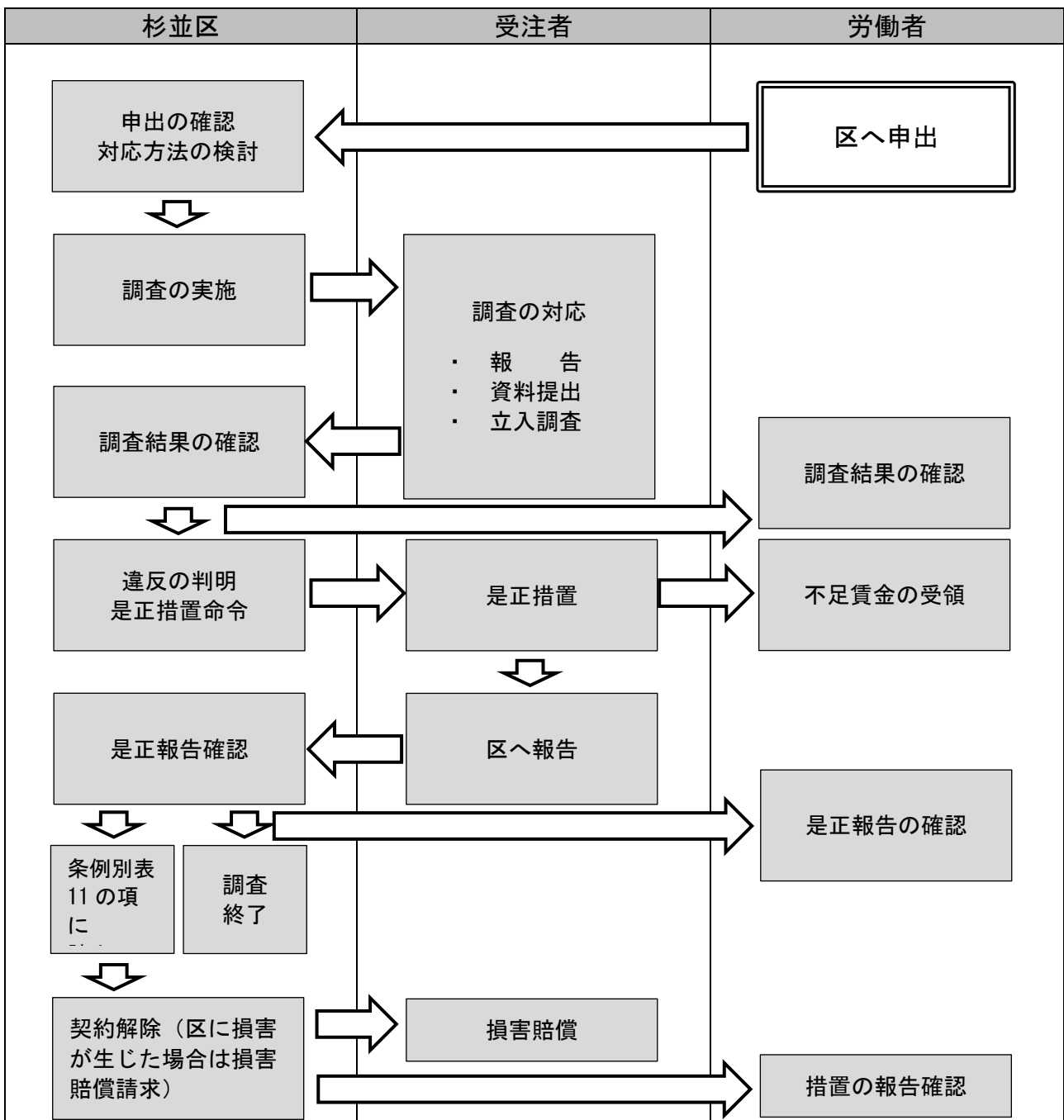
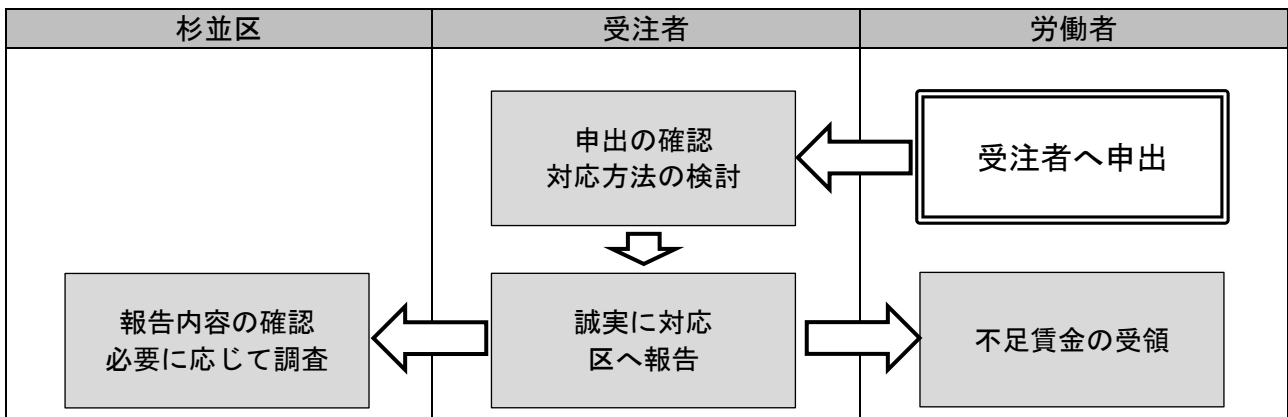
特定公契約における労働環境に係る是正措置の求めについて、次のとおり措置を講じたので報告します。

契約件名又は協定名	
講じた措置の内容及び調査	
措置日	年 月 日
担当者連絡先	所属
	氏名
	電話

特定公契約の手続きの流れ



＜労働報酬下限額を下回る等の場合＞



< メ モ >

杉並区公契約条例に関する問合せ先

杉並区総務部経理課契約係

電話番号：03-5307-0612

FAX番号：03-3312-2440

メールアドレス：KOU-KEIYAKU@city.suginami.lg.jp